

令和8年度原田処理場P C B含有調査業務

特 記 仕 様 書

猪名川流域下水道事務所 維持課

目次

第1章 総則	1
第1条 適用範囲	1
第2条 工程管理	1
第3条 完了報告書	1
第4条 技術的判断	1
第5条 一括再委託等の禁止	1
第6条 個人情報保護	1
第2章 業務概要	2
第1条 業務概要	2
第2条 業務内容	2
第3条 その他	3

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、猪名川流域下水道原田処理場（以下「処理場」という。）の令和8年度原田処理場PCB含有調査業務に適用する。

第2条 工程管理

1. 受注者は、実施工程については監督職員と承諾の上、決定しなければならない。
2. 受注者は、業務履行にあたって、関連法規を遵守しなければならない。

第3条 完了報告書

1. 受注者は、業務完了後、完了報告書を提出し担当職員の履行確認をもって業務履行完了しなければならない。

第4条 技術的判断

1. 受注者は、業務に関して高度な技術的調査結果を、その資料と共に発注者に提出し、説明しなければならない。

第5条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、契約書第10条第1項により以下の【主たる部分】については再委託してはならない。また、第2項の受注者が再委託できない【指定部分】、及び第3項の発注者の承諾を要しない再委託可能な【軽微な部分】は以下のとおりとする。

【主たる部分】

工程管理、完了報告書の作成、技術的判断

【指定部分】

—

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第6条 個人情報保護

1. 受注者が、発注者に提出する書類において生年月日、住所等の個人情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りとするなど情報漏洩に留意しなければならない。

第2章 業務概要

第1条 業務概要

本業務は、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」に定める規制項目等を測定することにより、シーリング材の規制基準の適否について判断することを目的とするものである。

第2条 業務内容

1. 採取方法等

- ① 検体採取箇所、検体数は、図面1、2（検体採取箇所）のとおりとする。
- ② 採取作業は、シーリング材等が散逸することのないよう注意して行う。
- ③ シーリング材は、目地に打設されている形状のまま長さ3cm程度をカッターナイフで切除し、ただちにポリエチレン製の袋に保管し、No.を記入する。1つのポリエチレン製の袋には、1検体のみを入れることとする。
- ④ カッターナイフの刃は、検体採取の度ごとに更新して新しい部分を使用する。
- ⑤ 切除した部分は、必要に応じ補修する。MS-1（1成分形変成シリコン系）を使用する。

2. 測定方法等

- ① 測定方法は第一次判定（シーリング材種の判定及びPCB含有分析の要否判定）及び第二次判定（PCB含有分析）によるものとする。
- ② 第一次判定について、1.にて採取したシーリング材検体を日本シーリング材工業会にシーリング材種の判定及び「PCB含有分析の要否判定依頼書」と併せて送付し、判定を行うように依頼する。
- ③ 第一次判定において、各検体がPCB含有シーリング材かどうかの判定結果を発注者に報告する。
- ④ 第一次判定にてPCB含有シーリング材と判定された検体において、第二次判定（PCB含有分析）を行う。測定方法について、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」に基づいて行う。なお、第二次判定については変更対象とする。

3. 必要器材等

本業務の実施に必要となる器材等については、すべて受注者にて用意する。

4. 測定結果

受注者は、第一次判定、第二次判定の測定結果を電子メール等にて発注者に提出する。

5. 測定結果報告書等の提出

- ① 受注者は、速やかに測定結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、発注者に提出するものとする。
- ② 受注者は、デジタルカメラにより検体採取状況、検体測定状況（検体測定に必要な操作及び機器による検体測定等）の写真を撮影すること。撮影するときは、業務名、作業日、作業内容、受注者名、及び測定項目（同時測定する項目については纏めてもよい）を黒板等に記入し、これを同時に撮影すること。写真はカラー写真とし、順序良く測定アルバムに整理し製本した後、提出する。

- ③ 受注者は、日本シーリング材工業会からの「シーリング材種判定及びP C B含有分析の要否判定報告書」を、成果品として提出すること。

6. 電子記録媒体の提出

- ① 提出する電子記録媒体は、ソニー・フィリップス規格（オレンジブックパートⅡ）に準拠した 12cmCD-ROM（CD-R）を原則とし、フォーマットは Windows7 以降の OS に対応したもの（Joliet : ISO 9660 拡張）とする。
- ② 画像ファイルは、JPEG 形式（非圧縮～圧縮率 1/8 まで）とする。画像の劣化を防ぐため、再圧縮等を行ってはならない。
- ③ CD-R のラベルには件名、業務完成年度、受注者名を明記すること。

7. 検体の保存

- ① 受注者は、報告書の提出までは、検体を測定項目に適した方法により、保存しておかなければならない。
- ② 受注者は、測定後の検体については、各種法令に基づき適正に処理を行うこと。

第3条 その他

- 1. 作業時間は原則として、平日の午前9時00分から午後5時00分までとする。
採取は監督職員の立会い協力が必要であるため、原則、監督職員の通常勤務時間に行うこととし、実施日程については、監督職員と事前に十分な調整を行うこととする。
- 2. 業務責任者とは受注者を代表するものをいう。業務責任者は、常に監督職員と緊密な連絡を取り、業務の円滑、迅速な進行を図ること。また、本業務に関する一切の事項を処理すること。
- 3. 発注者は、業務責任者、使用人、労務者又は委任者、下請負人のうち、業務の施行又は管理につき、著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して事由を明示してその交替を求めることができる。
- 4. 本仕様書に記載されていない事項、及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが別途協議の上発注者が決定する。
- 5. 受注者は、業務に先立ち、監督職員の指示した書類を作成して提出する（工程表を除く）。
- 6. 受注者は、業務契約後速やかに業務計画書を作成して提出する。業務計画書には、測定方法、使用機器リスト、連絡体制表等を記載する。提出した書類に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出する。
- 7. 本業務は、完成検査合格をもって完了とする。